

## ご意見の内容及びご意見に対する考え方

	いただいたご意見（要約・集約・補足後）	ご意見に対する考え方
○分譲マンショントップランナー関係		
1	分譲マンションのトップランナー基準には、太陽光発電設備及びコージェネレーション設備の発電量のうち自家消費分を含むのか。	貴見の通りです。
2	マンションを賃貸する場合の取扱い如何。	当該マンションが、改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第 28 条第 2 項に規定する特定共同住宅等建築主（自らが定めた共同住宅等の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であって、その 1 年間に新築する当該規格に基づく共同住宅等（分譲型規格共同住宅等）の住戸の数が政令で定める数以上であるもの）が提供する分譲型規格共同住宅等に該当する場合、当該建築主は、同項に規定に基づき、当該マンションをトップランナー基準に適合させるよう努めなければなりません。当該建築主に該当せず、当該マンションを賃貸するのみである場合には、当該努力義務の対象ではありません。
○大規模非住宅関係		
3	誘導基準一次エネルギー消費量の算出にあたって、誘導基準の B と今回の引き上げ対象である義務基準の B が二重で掛かることになっていないか。	誘導基準一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出において、各設備の基準一次エネルギー消費量の合計（その他一次エネルギー消費量を除く）に各基準の水準を示す係数 B を乗じており、二重に掛けるような処理は行っておりません。
4	省エネ制御効果率について、実態を踏まえて見直してほしい。	今後、実態を踏まえて適切な見直しを進めて参りたいと考えております。

5	複数用途の場合には、用途ごとの基準達成を求めず、非住宅部分全体で基準達成を求めるといふことでいいか。	用途単位で適否を評価するのではなく、建築物全体で適否を評価することとしております。
6	引き上げ水準の用途の区分を BELS とそろえるべきではないか。	今回の引き上げ水準は、用途に応じた 2030 年目標 (B=0.6、0.7) と、足元の適合状況を踏まえて、用途に応じてその水準 (B=0.75、0.8、0.85) を設定したものです。
7	太陽光発電設備やコージェネレーション設備の取扱いが、適合基準、誘導基準、ZEB 水準の各々で異なるので統一すべきではないか。	2030 年度以降新築される建築物について、ZEB 水準の省エネ性能を確保することとしており、その実現に向けて、誘導基準について先行的に ZEB 水準に引き上げるとともに、義務基準については、段階的に ZEB 水準に引き上げることとしているものです。
○共同住宅合理化関係		
8	フロア入力法の外皮基準値が緩和されているのではないか。	フロア入力法については、住棟単位外皮平均熱貫流率等の廃止に伴い、住棟単位 (全住戸平均値) ではなく単位住戸 (全住戸最大値) で外皮平均熱貫流率等の基準に適合を求めることとしており、従来の基準と同等の水準となっております。
○仕様基準関係		
9	仕様基準及び誘導仕様基準に以下の設備機器を追加してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・床暖房 (同旨 4 件)</li> <li>・コージェネレーション設備 (同旨 3 件)</li> <li>・ハイブリッド給湯器 (同旨 3 件)</li> </ul> 以下の設備機器について、誘導仕様基準に仕様を追加してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・暖房設備 (同旨 2 件)</li> <li>・換気設備 (同旨 4 件)</li> <li>・給湯設備 (同旨 2 件)</li> </ul>	仕様基準は、原則全ての新築住宅の省エネ基準への適合義務化の円滑な施行に向け、その普及 (関係事業者を理解していただき、対応していただくこと) や審査側の負担等も考慮して、極力、簡素・合理化することがまずもって必要であると考え、原則トレードオフ等は許容しないものとして設定しています。 また、誘導基準レベルの高い省エネ性能の確保を目指す場合は、これまで同様、省エネ計算により評価していただくことを基本とすることが望ましいと考えていますが、将来の省エネ基準引上げも見据え、当該レベルの住宅の普及拡大を図る観点から、簡潔な範囲で仕様基準を設定しようとするものです。 仕様基準の設定は、特定の仕様を推奨することになるとのご指摘を一部いただいておりますが、そうしたものとならないよう、一定の性能値以上のものから選択すれば基準に適合させ

	<p>以下の設備機器について、誘導仕様基準の要件を緩和してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダクト式セントラル空調機</li> <li>・電気ヒートポンプ給湯機</li> </ul>	<p>ることが可能となるような基準として構成しているところです（トレードオフが生じる設備等を設定するとその他の設備等の仕様を限定してしまうこととなります）。</p> <p>以上の基本的な考え方のもと、より自由度のある設計をされたい場合には、従来通り、省エネ計算により評価していただくことが適当であると考えております。</p> <p>また、機器の性能向上によるトレードオフの解消やパラメーターの整理等が進み、仕様基準としてのフィージビリティが確保された場合には追加を検討していくこととしております。</p>
10	<p>誘導仕様基準の外皮基準の設定が甘いのではないか。</p> <p>(同旨2件)</p>	<p>誘導仕様基準では、基準策定モデル住宅において標準計算をした場合に各水準を満たす外皮仕様を設定したものです。</p>
11	<p>外皮の仕様基準でトレードオフを認めてほしい。</p>	<p>仕様基準は、原則全ての新築住宅の省エネ基準への適合義務化の円滑な施行に向け、その普及（関係事業者に理解していただき、対応していただくこと）や審査側の負担等も考慮して、極力、簡素・合理化することがまず必要であると考え、原則トレードオフ等は許容しないものとして設定しております。</p> <p>また、誘導基準レベルの高い省エネ性能の確保を目指す場合は、これまで同様、省エネ計算により評価していただくことを基本とすることが望ましいと考えておりますが、将来の省エネ基準引上げも見据え、当該レベルの住宅の普及拡大を図る観点から、簡潔な範囲で仕様基準を設定するものです。</p> <p>以上の基本的な考え方のもと、各部位の仕様について、トレードオフをしたい場合には、従来通り、省エネ計算により評価していただくことが適当であると考えております。</p>
12	<p>外皮は仕様基準、一次エネルギー消費量は性能基準のルートを設定してほしい。</p> <p>(同旨2件)</p>	<p>技術面、運用面での確認を行った上で、評価ルートの1つとして増やせるかどうか、今後、検討させていただきたいと考えております。</p>
13	<p>誘導仕様基準について、住宅性能表示制度や各種補助金、税制優遇等への活用を要望する。</p>	<p>住宅性能表示制度においては、評価基準の一部として誘導仕様基準が引用されており、誘導仕様基準に適合し、結露防止の基準にも適合する場合は断熱等性能等級5、一次エネルギー消費量等級6の基準に適合するとみなすことが可能です。また、長期優良住宅認定制度にお</p>

		<p>いては、住宅性能評価制度の評価基準を引用しており、同様に誘導仕様基準の活用が可能です。また低炭素建築物認定基準については、一戸建ての住宅の場合は性能計算で再生可能エネルギー利用設備による削減量を含めた一次エネルギー消費量を把握する必要があるため、誘導仕様基準のみで認定基準への適合確認はできませんが、共同住宅等であって共用部分が存在しない場合は、誘導仕様基準のみで適合確認が可能となっております。また共同住宅等であって共用部分が存在する場合は、共用部分について性能計算による適合確認が必要です。その他、ZEH水準の省エネ性能の確保を要件とする各種制度への活用については、引き続き、関係部局と調整してまいります。</p>
14	給湯機の効率にモード熱効率だけでなくエネルギー消費効率も併記すべき。	<p>エネルギー消費効率とモード熱効率を併記することにより混乱が生じるおそれがあるため、従来の仕様基準と整合的なモード熱効率を採用することといたします。</p>
15	認定低炭素基準に誘導仕様基準も含むこととされているが、再エネ設備が要件化されている認定低炭素基準に再エネ設備の仕様が表示されていない誘導仕様基準を適用するのは矛盾していないか。	<p>一戸建ての住宅を対象とした再生可能エネルギー利用設備を含めた一次エネルギー消費量の削減量に関する要件については、誘導仕様基準への適否とは別に、性能計算で評価いただくこととなります。</p>
16	認定低炭素基準において、誘導仕様基準を用いる場合の共同住宅共用部分の取扱い如何。	<p>共同住宅共用部分のエネルギー消費量については、誘導仕様基準への適否とは別に、省エネ計算で評価いただくこととなります。</p>
17	R C造などの単位住戸の過半の床が外気等に接している場合の取扱い如何。	<p>共同住宅等の住戸間の熱損失の合理化等を踏まえ、ご指摘の鉄筋コンクリート造等の単位住戸の過半の床が外気等に接している場合の適用除外は削除することとしております。</p>
18	誘導仕様基準のエアコン（い）の採用は主たる居室のみで判断していいか。	<p>主たる居室及びその他の居室に設置されている暖冷房設備で判断いただくこととなります。</p>
19	誘導仕様基準でその他の暖房機器に該当する天井カセットタイプは採用できないという認識でいいか。	<p>貴見の通りです。</p>